

新型コロナウイルス感染症対策の追加的实施について

令和3年8月20日

広域連携での変異株封じ込めに全力

「三つの徹底」で県民を守り抜く

本日20日、国によるまん延防止等重点措置の適用を受け、山梨県におきましては、新たに9月12日まで感染拡大防止のための厳戒措置を開始致しました。

県民の皆様に申し上げます。

本県では昨年、新型コロナウイルス感染症の県内患者の発生に先立ち、先手対応、事前主義のもとで、今日まで可能な限りあらゆる対策を講じて参りました。

本県における新型コロナ対策の基本方針は、これまでも、そして、これからも一貫して「命と生活・経済の両立」であります。

過去、幾度となく感染の波が押し寄せてきた限界状況の中でも、本県は、生命と経済の両立を確保するために最善、次善の策を模索し、実行に移して参りました。

しかしながら、今般、日本国内はおろか、全世界的に拡がっているデルタ株はついに、本県を含めた自治体単位での感染防止対策を簡単に乗り越えるほどの最悪の感染力を示しております。

多くの県民の皆さまの御尽力にも関わらず、本日の県内新規感染者数は、過去最多を大幅に更新して103人となっており、これに伴い、今や、県内の医療資源は枯渇の瀬戸際にあると言っても過言ではない状況に追い詰められております。

経済維持も命と健康があればこそ、命を守ってこそであり、感染防止と経済とのバランスのあり方として、今、このタイミングにおいては、経済活動にブレーキをかけて感染防止に重点を置くべき局面であると判断致しました。

デルタ株の極めて強い感染力に対抗し、これを抑え込んでいくためには、より広域で、首都圏全体として、国全体として足並みを揃え鎮静化に取り組むことが必要不可欠です。

今は、山梨県もまた、緊急事態宣言が発出されている近隣各都県と足並みを揃え、一刻も早い終息を試みるのが、県民利益の実現への最短距離であると、そのように考えます。そして、これこそが、山梨においても休業要請や酒類提供の停止など、緊急事態宣言地域に近い水準での協力要請及びまん延防止等重点措置の断行に踏み切る最大の理由です。

早期終息こそが、早期解除のための最短距離です。

そのためにも、本日以降も、

- 一 医療提供体制・増強の徹底
- 一 ワクチン接種環境・整備の徹底
- 一 コロナ禍終息を見据えた再生対策の徹底

の「三つの徹底」に最大限のエネルギーを注入することを県民の皆様

にお約束申し上げます。

本県におけるコロナ禍対応への判断において、すべてに優先するのはただ一つです。

県民の皆様の忍耐に甘んじることなく、私とすべての県職員が先頭に立って、今とこれからの県民の皆さまの命と生活を守り抜く。都市部の地域で見られるような、患者が医療のケアを受けられないまま死に至るような最悪の事態は、本県においては断固として起こしてはなりません。

そのためにこそ、この「三つの徹底」に全力で取り組んで参ります。

そして、今回の変異株災害の終息機運の把握にも最大限の感度で臨み、回復と再生に向けてとにかく迅速に、再び反転攻勢に向かうことを、ここにお約束申し上げます。

それでは、以下、具体的な対策について御説明申し上げます。

1. 医療提供体制・増強の徹底

（医療強化型の宿泊療養施設の稼働）

まず、医療強化型の宿泊療養施設の稼働についてであります。

現在、宿泊療養施設においては、常駐する看護師が定期的に健康観察を行い、必要に応じて医師の指示をオンコールで仰ぎ、緊急搬送の必要がある場合には速やかに重点医療機関へ搬送しております。

この度、来る24日から、療養者に対するより手厚いケアを行うために、山梨大学の全面的な協力のもと、宿泊療養施設に医師を常駐させ、点滴や酸素吸入などの治療や処方薬の投与を行う「医療強化型の宿泊療養施設」を富士河口湖町の「ホテル東横イン 富士河口湖大橋」において稼働させることと致しました。

これにより、反射的な効果として、重点医療機関の負担軽減を実現し、重点医療機関がより高度な医療を必要とする状態の患者に専念できるようにして参りたいと考えております。

（宿泊療養施設の追加の検討について）

更に、宿泊療養施設自体についても、既存の536部屋を大幅に追加増強するべく準備を開始しました。今後、導線等の確保可能性、地元の御理解や医療スタッフの手配など必要な調整が付き次第、速やかに稼働させたいと考えています。

（療養施設退所後ケアの実施）

次に、療養施設退所後のケアの実施についてであります。

感染者が急増する中においても、医療提供体制を守り、かつ、お一人お一人に可能な限りの医療的ケアを提供するために、今月24日から退所後ケアを開始いたします。

これまでと同様、患者の症状に応じて入院又は宿泊療養施設に入所いただくことは、原則として堅持して参ります。

その上で、ご本人やご家族の同意を含めた一定の基準を満たし、か

つ、医師が可能と判断した場合には、療養場所を患者さんのご自宅に変更いたします。

なお、退所後ケアの運用に当たりましては、重症化リスクの低い無症状の患者から実施することとし、看護師による毎日の健康観察、24時間体制のオンコール相談など、安心して療養いただける体制を整えて参ります。

併せて、退所後ケアへの移行後の一定期間、生活支援物資の供給やパルスオキシメーターの貸し出しを行い、療養生活の円滑な移行をお支えいたします。

なお、退所後ケアの運営を円滑・的確に行うため、県の新型コロナウイルス感染症関係総合対策本部の体制を強化し、医療部に「退所後ケア班」を設置して対応に当たることといたします。

2. ワクチン接種環境・整備の徹底

(ワクチン接種)

県が開設いたします大規模接種センターについては、本日13時に追加で開放した3千5百人分の一般枠については、ほぼ予約で埋まったとのことであります。

県立図書館分の予約につきましては、23日の午前9時から受付を開始いたしますので、もうしばらくお待ちいただきたく思います。

(妊婦への接種等について)

近隣県において発生した痛ましい事例も踏まえ、今般、妊婦と胎児の双方を守るため、妊婦へのワクチン接種を積極的に推進するべく、妊婦

の皆さんに対し、迅速に、何より安心して接種を受けていただけるよう、全県的な体制の整備について検討を指示しました。

検討に際しては、各市町村及び地域の産婦人科医とも連携の上、市町村内の身近な産婦人科において接種が可能な数を集計し、その数と、年間出生数約5,000人との差分の人数への対応については、今後速やかに専門医療機関と相談して参ります。

3. コロナ禍終息を見据えた再生対策の徹底

「コロナ禍終息を見据えた再生対策の徹底」については、現在、全庁挙げてリカバリープランの策定に取り組んでいるところであり、改めて機会を頂き報告させていただきます。

4. その他

(グリーンパトロール隊について)

4点目として、「グリーンパトロール」の実施についてであります。本日から適用を開始した、まん延防止等重点措置の実効性を確保するため、県内全域の対象施設に対して、営業時間の遵守状況などについて現地確認などを行います。

事業者の皆様におかれましては、これ以上の感染拡大を防ぎ、収束への道筋をつけることによって通常の経済活動の再開につなげるという趣旨に何卒ご理解賜り、グリーンパトロール隊の活動に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(路上飲み等の中止の呼びかけについて)

最後に、いわゆる「路上飲み」等の行為につきましては、感染リスクが高い行為としてその自粛を要請したところでありますが、この度、その実効性を確保するため、警察本部のご協力を頂くことと致しました。

本日以降、警察によるパトロールの中で、路上、公園等における集団での飲酒行為が見られた場合には、警官が県の要請内容を伝え、行為をやめるよう注意をすることもあり得ますので、御理解と御協力をお願いいたします。

(むすびに)

むすびに、これまでも何度となく申し上げておりますが、県民の皆様、事業者の皆様におかれましては、県とともに心を一つにして、この難局を乗り越えるべく格別の御協力をいただけますよう、心よりお願い申し上げます。

以 上